

第三章 名古屋城石垣普請における扶持米給付

― 扶持米請取状の分析を中心に ―

堀内 亮介

はじめに

本章では、名古屋城総合事務所が所蔵する「名古屋城石垣普請扶持米請取状」(図1)を検討することにより、慶長十五年(一六一〇)名古屋城普請に動員された助役大名への扶持米給付の実態について検討する。

はじめに、本章で取り上げる「扶持米請取状」の概要について紹介しておく。当史料は、名古屋城普請が行われている最中の慶長十五年七月七日に、名古屋城普請に参加した大名のうち、加藤清正の家臣である松下清藏・水谷甚右衛門の二名が、名古屋城普請の担当役人である普請奉行を宛先にして出した文書である。内容はあとで詳しく検討するが、当史料は、加藤清正をはじめとする名古屋城の普請に動員された大名たちが、家康が派遣した普請奉行によって扶持米を給付されていたことを示す同時代の一次史料ということになる。

江戸時代の公儀普請といえば、幕府の命令で動員された大名たちが普請にかかる工事費用を自分たちで負担して、財力を奪われて疲弊したように説明されることが多いと思われる。しかし、この請取状では、命令した家康側が普請にかかった費用の一部を負担している事実が確認できるため、実態は一般に語られているイメージと異なっていたことが分かる。

当史料をもとに、実際に給付された扶持米の高や扶持米の出処について検討することにより、どのような形で扶持米が給付されていたのかを検証していきたい。

一 扶持米請取状の内容

まずは、扶持米請取状の内容について詳しく確認していきたい。【史料一】として引用したのは、冒頭で紹介した、慶長十五年七月七日付の扶持米請取状である。

【史料一】「名古屋城石垣普請扶持米請取状」¹⁾

(表面)

請取申御扶持方之事

米合七百六拾壺石五斗八升八勺五才

右者尾州名古屋御普請之時於尾張

請取申所如件

慶長十五年

加藤肥後守内

七月七日

松下清藏(花押)

同

水谷甚右衛門(花押)

村田権右衛門様

瀧川豊前守様

佐久間河内守様

牧助右衛門様



図1 名古屋城石垣普請扶持米請取状 名古屋城総合事務所蔵

(裏面)

右之御扶持方無相違可有御渡候

右ハ尾州名古屋御普請之時也

七月七日

瀧川豊前守 (花押)

牧助右衛門 (花押)

村田権右衛門 (花押)

佐久間河内守 (花押)

原田右衛門殿

寺西藤左衛門殿

(括弧内注記、太字、傍線は筆者による。以下同様。)

この「扶持米請取状」は、現状では文章が右から左に順番に書かれているように見えるが、これは後年にこの古文書を掛軸にするため、和紙を表裏二枚に割いて横並びにしたため、当初は右側の文言が表面、左側の文言が裏面に書かれていた。要するに、本来は料紙の両面に文言が書かれていたことになる。

表面の内容について、先ほど示した【史料一】の翻刻文を見ていきたい。日付の下にある差出人を見ると、この文書を出したのは「加藤肥後守」、つまり加藤清正の家臣である松下清藏・水谷甚右衛門の二人だと分かる。宛先である村田権右衛門・瀧川豊前守・佐久間河内守・牧助右衛門の四名は家康近臣で、名古屋城普請のために現地に派遣されていた普請奉行である。

冒頭部分には「請け取り申す扶持方のこと」とあり、次の行には「米

合わせて七百六拾一石五斗八升八勺五才」と書かれているので、清正が受け取った扶持米量は、七六一石五斗八升八勺五才ということになる。

続いて「右は尾州名古屋普請のとき尾張において受け取り申すところ件の如し」とあり、文面通りに読むと「右の扶持米は名古屋普請のときに尾張国で受け取った」と清正の家臣が普請奉行に述べていることになる。この文書は七月七日付で出されていることから、七月七日の時点ですでに清正の家臣は扶持米を受け取っていたように読み取れる。

裏面の差出人は、表面で文書の受取人となっていた村田権右衛門ら四名の普請奉行で、宛先は原田右衛門と寺西藤左衛門の二名になっている。後述するが、原田と寺西は、尾張国の米蔵に納められた米、つまり蔵米を管理していた人物である。

裏面の一行目を読むと「右の御扶持方、相違なくお渡しあるべく候」とあるため、表面に書かれた扶持米七六一石余りを、間違いなく渡すようにと、普請奉行が原田と寺西に対して命令していることが分かる。要するに、普請奉行が書面の裏側に署名、つまり裏判をして、表面の内容に確証を与えたうえで、清正の家臣に扶持米を渡しなさいと伝達しているのである。

表面には、清正の家臣が普請奉行からすでに扶持米を与えられていたような文言が書かれているが、これはあくまで形式的な文章であると思われる。実際には原田と寺西が普請奉行の裏判に従って蔵米から扶持米を用意して、普請奉行を介して清正の家臣に扶持米を渡していたと考えられる。

どのような手順で扶持米を渡したかについては、史料的な制約が多く不明な部分も多いが、この史料から推測される扶持米の動きをまとめて

みたい。

まずは、清正の家臣が普請奉行に対して扶持米を請求するために表面を作成して申請する。申請を受けた普請奉行は、裏判をして、蔵米を管理する原田と寺西に対して扶持米を用意するよう命令する。原田と寺西は普請奉行の命令に従って、扶持米七六一石余りを蔵米から用意して、普請奉行を介して清正の家臣に渡していたと考えられる。

このように見ると【史料一】は、扶持米が助役大名に渡されていた事実を示すだけでなく、扶持米がどのような手順で渡され、どこから用意されたのかについても推測できる好史料であるといえる。

二 もう一つの扶持米請取状

ここまで【史料一】として「扶持米請取状」を紹介してきたが、名古屋城普請に係る史料では、同じ形式の文書がもう一通確認されている。次に引用する【史料二】がその文書である(図2)。

【史料二】「名古屋城築城関係文書」⁽¹⁰⁾

(表面)

請取申御扶持方之事

一五百貳拾三石壺升七合式勺

右者尾州那古屋御普請之時

於尾張請取申所如件

慶長十五年 鍋島信濃守内

六月廿四日 馬渡弥七左衛門(花押)

葉次郎右衛門（花押）

佐久間河内守様

瀧川豊前守様

村田権右衛門様

牧助右衛門様

（裏面）

右之御扶持方無相違相渡可有候、但尾

州名古屋御普請之時也

戌

六月廿四日

村田権右衛門（花押）

佐久間河内守（花押）

牧助右衛門（花押）

瀧川豊前守（花押）

寺西藤左衛門殿

原田右衛門殿

この史料の場合、鍋島勝茂の家臣である馬渡弥七左衛門と葉次郎右衛門の二人が、清正の家臣と同じように扶持米を受け取っている様子が分かる。表面と裏面の関係は【史料一】と全く同じで、文書の構成や内容も扶持米の量と日付が異なる以外はほぼ同様である。差出人や宛名も、加藤家臣と鍋島家臣の名前が異なるだけで、普請奉行四名および原田と寺西の名前は変わらない。

ちなみに、馬渡と葉に関しては、第二章で紹介された「名古屋御城石



図2 「名古屋城築城関係文書」（『名古屋温故会絵葉書』第百輯より）

垣絵図」の中にも鍋島家臣として名前が確認でき、両名とも花押を据えていることから、名古屋築城時に現地派遣されていた鍋島家中の奉行であつたことが分かる。⁽¹⁾

管見の限りでは、助役大名による扶持米請取状はこの二通だけしか確認できないものの⁽²⁾、加藤家と鍋島家の二つの大名家で同内容の文書が作成されていたことから、この二家だけでなく、名古屋城に動員された二十大名すべてで同様の文書が出されていた可能性は高いと考えられる。

三 扶持米の高と請取状の日付

（一）給付された扶持米の高

先ほども触れたが、あらためて【史料一】と【史料二】を見比べてみると、受け取った扶持米の量が異なる。ここでは両者を比較することに

表1 扶持米の比較表（加藤清正・鍋島勝茂）

	扶持米の高	石換算	石高	1万石あたりの扶持米比率
加藤清正	761石5斗8升8勺5才	761.58085石	51万9880石	$761.58085 \div 51.9880 = 14.644883793$
鍋島勝茂	523石1升7合2勺	523.01720石	35万7037石	$523.01720 \div 35.7037 = 14.6488235112$

(1) 扶持米の高は【史料1】・【史料2】に記載された数値。

(2) 石高は「名古屋御城御普請衆御役高之覚」（熊本大学蔵）記載のものを引用。

よって、扶持米がどのような基準にもとづいて給付されていたのかを検討していきたい。

表1に、加藤清正が受け取った扶持米の量と、鍋島勝茂が受け取った扶持米の量を比較できるように並べてみた。扶持米の量とともに、熊本大学所蔵の松井家文書「名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」^⑩に書かれている加藤家の石高と鍋島家の石高を載せた。見比べて分かれるとおり、加藤家と鍋島家では、扶持米が二四〇石、石高は十六万石ほどの差がある。

これらの数値から、一万石あたりの扶持米の量をそれぞれ計算してみると、どちらも一四・六四八八までは一致する。一万石あたりの扶持米の量は、加藤と鍋島でほとんど同じであったことが分かる。

つまり、加藤家と鍋島家に給付された扶持米に額面上の差が生じるのは、各大名の表高を扶持米の算出基準としたためであると考えられる。

別の見方をしてみると、このとき給付された扶持米は、大名の石高にもとづいて普請奉行が机上で算出したものであるため、実際に普請現場で掛かった人夫賃が助役大名にそのまま給付されたわけではないことが分かる。

これで、普請に動員された作業員数や普請日数が分かれば、扶持米の計算式が予想でき、名古屋城普請時における助役大名動員の実態がより具体的に検

討できるのだが、残念なことにこれらを指し示す史料が発見されていないため、扶持米高の算出方法はこれ以上詳しく分からない。この点は今後の課題としたい。

（二）扶持米請取状の日付

次に、もう一つの違いである日付についても検討したい。【史料一】では七月七日、【史料二】ではそれより前の六月二十四日に文書が出

されているが、名古屋城の石垣普請が完了したのは、慶長十五年の九月上旬から下旬にかけてである。^⑪両文書の日付に従うならば、加藤家と鍋島家が扶持米を受け取った時期は、両家とも普請の途中だったことになる。

そこで、表2に従って名古屋城普請の過程を再度確認していきたい。「当代記」によると、まず六月三日に本丸石垣の築き始めである根石置き作業が行われており、続けて六月十二日には早くも本丸の普請が完了したことが記録されている。^⑫

わずか十日程度で石垣が積みあがるものなのか疑問も残るが、六月二十日には家康が助役大名である加藤清正・細川忠利に本丸完成を労う内書を発給している

表2 慶長15年（1610）名古屋城石垣普請の経緯

日付	内容	出典
06月03日	根石置き開始	「当代記」
06月12日	本丸普請「完了」	「当代記」
06月20日	家康が本丸普請完了を労う内書を出す	註(16) 参照
06月24日	鍋島勝茂家臣による扶持米請取状	【史料2】
07月07日	加藤清正家臣による扶持米請取状	【史料1】
9月下旬	名古屋城の公儀普請が完了	「当代記」
9月晦日	家康が名古屋城普請完了を労う内書を出す	註(14) 参照

ことが知られているため、⁽¹⁶⁾少なくとも六月二十日前後には工事が一段落した可能性はある。

また、第四章で詳細に検討されている細川家の普請関係文書によると、六月十七日には「天端ならし」という作業が始まっていたことが確認できる。⁽¹⁷⁾天端というのは石垣の頂上部分のことを指す言葉であり、この時点ではずでに、石垣の一部は上部まで積みあがっていたことが分かる。また、六月二十七日には、細川忠利が家康から褒美を賜ったと書状に記していることから、⁽¹⁸⁾六月中に本丸の石垣普請が一段落したのはほぼ確実であると考えられる。

これらの史料から読み取れる普請状況を考慮すると、扶持米が出された六月二十四日や七月七日は、少なくとも本丸の石垣普請が完了した段階になるため、扶持米の給付時期としても、特段の違和感は少ないと考えられるのである。

四 扶持米の出処について

(一) 他城郭における扶持米給付

次に、扶持米の出処について検討する。本章で紹介してきた助役大名による「扶持米請取状」に類似する史料は、名古屋城関係の二通のほかには確認できていないため、ここでは少し視点を変えて、他城郭の普請に関連する文書の中から、扶持米給付の状況を確認する。

次に引用する【史料三】は、関ヶ原の戦いの四年後に実施された、慶長九年（一六〇四）の彦根城普請に関する史料である。⁽¹⁹⁾

【史料三】「板倉勝重等連署文書写」⁽²⁰⁾

(追而書)

猶々七月朔日

出申候間、其以前二無

御油断津屋まで

御届可有候

(本文)

急度申入候、仍

佐和山御普請衆御

ふち二出申候間、刁ノ

年之残米有次第

早々船ちん船にん

津屋迄可有御届候

七月朔日方出申候間

其以前二参着候

様二御油断有間敷候

御ふち出申候時ハ

御普請奉行

犬塚平右衛門殿、山本

新五左衛門殿うら判二而

可有御渡候、恐々謹言

六月六日

板倉伊賀守

勝重（花押）

日下部兵右衛門

定吉（花押）

成瀬吉右衛門

一斎（花押）

念清老

東意老

菅沼伊賀殿

人々御中

この史料は、家康近臣である板倉勝重・日下部定吉（定好）・成瀬一斎（正一）の三名が、念清老はじめ三名に対して命令を下した文書である。念清老とは、三河国で徳川家直轄領の目代を務め、年貢米の徴収などを任されていた松平親宅のことである。⁽²³⁾

本文二行目を見ると「佐和山御普請衆御ふちニ出申候間」と書かれている。佐和山城は石田三成の居城として有名だが、慶長九年に実施された「佐和山御普請」とは、家康の命令によって佐和山城の近隣に建てられた彦根城普請のことを指す。このことを踏まえて史料前半の内容を要約すると、家康の近臣が念清老たちに対して、彦根城普請に動員した「御普請衆」に扶持米を出すので、三河国の蔵米を美濃国にある津屋という川港まで送るように命令していることになる。

史料後半の傍線部は、扶持米の出処を検討する際に重要になる部分で「御ふち出申候時ハ、御普請奉行犬塚平右衛門殿、山本新五左衛門殿うら判ニ而可有御渡候」と書かれている。扶持米を出すときは、普請奉行である犬塚、山本の二人の裏判に従って、三河国から蔵米を出して渡す

ように命令していることが分かる。⁽²⁴⁾

要するに、扶持米を給付するときには、普請奉行が裏判を書いて証文の形にしていたことが読み取れるのである。名古屋城普請のときの扶持米請取状でも、表面に書かれた申請に対して、裏面に普請奉行が裏判を記して、原田と寺西に命令を出すことによって扶持米が用意されていたが、彦根城普請でも、同様の形式で扶持米が用意されていたことが分かる。

このほか、普請奉行の裏判によって扶持米が用意されたことが分かる史料として、次に引用する【史料四】がある。

【史料四】「讃州内御蔵米御勘定状」⁽²⁵⁾

讃州内御蔵米御勘定状事

一 壹万五千斛

天正十八年、文禄元年、

同貳年、合三カ年分、

日損田御理分、

右渡方

一 三百九拾石

伏見にて御普請、生駒讃岐守手前人数貳千六百

人宛、卅日上、日々壹人五合つ、但犬塚平右

衛門尉、大久保十兵衛、牧助右衛門尉印判在之、

（中略）

合壹万五千石

右、生駒雅楽頭御代官之時、三ヶ年日損ニ付て、御理にて被残置候へ共、御手前方右之分御運上候内、十分之一被成御赦免、相残分皆済也、

慶長九年三月廿八日

片桐市正（花押影）

生駒讃岐守殿

（裏書略）

この史料は、慶長九年に発給された豊臣氏蔵入地の勘定状で、片桐且元が讃岐国内にある蔵入地代官であった生駒一正に皆済を証明したものである。⁽²⁶⁾

内容を見ると、天正十八年・文禄元年・文禄二年分の蔵米一万五千石のうち、三百九拾石が、伏見城普請の扶持米として渡されたことが分かる。これは生駒一正が派遣した二千六百人の人夫に対して、一人につき一日あたり五合ずつ、三十日分の扶持米を渡すものであった。

傍線部から、扶持米は、犬塚平右衛門・大久保十兵衛（長安）・牧助右衛門の印判に基づいて供出されたものであることが分かる。普請奉行三名がいずれも家康家臣であることから、このときの伏見城普請は、関ヶ原の戦い以降、慶長九年三月二十八日以前に実施された普請であることが明らかで、慶長七年（一六〇二）六月の伏見城普請だと推測される。⁽²⁷⁾

このとき扶持米がどのようにして人夫に渡されたのか定かでないが、文面上は、蔵入地の代官である生駒一正が、豊臣氏蔵入地を統括する片桐且元に、自身が供出した人夫に給付される扶持米を渡しているように読み取れるため、扶持米の給付手順に関しては検討の余地が残る。

少なくとも、当時の普請役における扶持米は「公儀」の管理する領地から渡されるものであり、扶持米が普請奉行の裏判によって証明されるものであったことが、彦根城及び伏見城普請の事例から明らかである。

（二）原田右衛門・寺西藤左衛門

先に触れた彦根城普請では、三河の目代である念清老が徳川家直轄領の蔵米から扶持米を送っていた。では、名古屋城普請のときに尾張国の蔵米から扶持米を渡していた原田右衛門と寺西藤左衛門は、どのような立場の人物であったのだろうか。

原田と寺西は、両名とも家康の四男である松平忠吉に仕えていた人物である。忠吉は、関ヶ原の戦い後、家康から尾張国を与えられて清須城に入城した。このとき、原田と寺西も忠吉に従って尾張国に赴き、忠吉の家臣として活動したことが知られている。⁽²⁸⁾ 忠吉が清須城主であった慶長五年（一六〇〇）から慶長十二年（一六〇七）の間には、原田・寺西らが連名で尾張領内の寺領安堵状等を発給しており、⁽²⁹⁾ 忠吉配下の奉行として活動していたことが分かる。

忠吉は慶長十二年に二十八歳で早世するが、忠吉の死後、家康は甲斐国に所領を与えていた九男義直に、忠吉の遺領である尾張国を継承させた。尾張国での実務担当者として活動していた原田と寺西も、尾張領主となった義直に仕えることになり、引き続き奉行として活動した。

義直は、尾張国を継承した時点ではまだ幼齢で、実際の政治は義直の家老であった平岩親吉が担っていたとされる。ただし、原田や寺西は駿府にいた家康から直接命令を受けていることが史料から確認できる。⁽³⁰⁾ これらの史料を見る限り、名古屋城普請が開始された慶長十五年の時点では、尾張国は実質的に家康の支配下であったと考えられる。

つまり、名古屋城普請の際に給付された扶持米は、家康が直接命令を下せる尾張国で管理している蔵米から出たものであり、家康によって派遣された普請奉行の命令によってある程度自由に差配できたと考えら

れるのである。

おわりに

最後に、本章の要点を三つにまとめておきたい。

まず一点目として、本章では、名古屋城普請の際に助役大名に対して扶持米が一定量給付されていた事実を紹介した。扶持米給付を直接的に示す史料としては、名古屋城普請に係る扶持米請取状二通しか確認できていないが、慶長九年に実施された彦根城普請でも、普請奉行による裏判によって扶持米給付が行われていたことから、関ヶ原の戦い以降慶長年間に実施された公儀普請では、扶持米の給付が一般的であったことが分かる⁽³¹⁾。同時期に築城された駿府城や江戸城をはじめとする公儀普請の城郭においても、助役大名に対する扶持米給付がおこなわれていたかについては、今後の検討課題としたい。

次に二点目として、給付された扶持米は、助役大名が治めていた領地の石高に応じて算出されていたことが分かった。普請奉行によって給付された扶持米は、実際に動員した人夫の給料として支払った扶持米の総量ではなく、普請奉行が事前に机上で計算したもので、動員を命じられた助役大名全員に対し、石高に応じて均等に給付される性格のものであったと考えられる。

給付された扶持米は、助役大名の石高以外にも算出基準が決められていた可能性が高いが、史料的な制約もあり、今回はこれ以上検討を進められなかった。具体的な扶持米給付の手順や、扶持米の高を決定した計算式についても、今後の検討課題である。

最後に三点目として、名古屋城普請のときの扶持米は、家康が実質的

に支配していた尾張国から給付されていた。これは、家康の命令を受けて現地に派遣された普請奉行が、尾張国の蔵米を自由に扱えたためだと考えられる。

名古屋城普請と家康の関わりについて、別の視点からみると、助役大名の一人である山内家に普請の動員をかけるときは、家康近臣である駿府奉行衆の本多正純・成瀬正成・安藤直次が連名で命令を出しており、將軍秀忠付の近臣の名前は出てこない⁽³²⁾。

また、名古屋に派遣された普請奉行衆である瀧川・牧・佐久間・村田の四名は、慶長十五年段階では家康の直臣として活動していた人物であり、家康の命令を受けて、名古屋城普請を統括していたことが分かる。

以上を考えると、名古屋城は將軍秀忠を介することなく、家康が直接的に命令して築城された城郭であったことが推測される。一方、名古屋城普請の前年にあたる慶長十四年（一六〇九）に実施された丹波篠山城普請では、秀忠付年寄衆から普請を指示していることが明らかにされている⁽³³⁾。丹波篠山城と名古屋城における命令系統の違いから、同時期に築城された公儀普請の城郭の中でも、それぞれ築城の性格が異なっていたことが考えられる。

これまで、名古屋城普請を含めた慶長期の公儀普請に関しては、徳川家による大名統制政策を主眼点とした研究が多く進められてきたが、その反面、各城郭の普請現場における、家康・秀忠の二元政治を背景とした命令系統の違いや、普請奉行を介した助役大名の動員については、いまだ検討の余地が残る。

本章で検討した助役大名に対する扶持米の給付は、公儀普請の現場における幕府と大名の間で交わされたやりとりの一端を推測できるため、

公儀普請の実態を知ることができる研究課題であるといえる。今回取り上げた彦根城・伏見城・名古屋城の扶持米給付は、普請奉行の裏判を証文としていた点は共通するが、助役大名に対して扶持米が給付されたことが明らかな名古屋城普請と比べて、彦根城及び伏見城普請は、給付対象や給付過程が不明瞭な部分も多い。今後は、名古屋城普請はもちろんのこと、豊臣時代を含めた公儀普請における扶持米給付の実例を検討することが必要である。

註

(1) 名古屋城総合事務所蔵。軸装になっており、付属する軸箱の蓋部分内側には、松村繁という人物が安政六年五月に記した当史料の概要が確認できる。なお、『熊本県史料 中世編五』（熊本県、一九六六年）には、名古屋市蓬左文庫所蔵文書「加藤清正家臣扶持米請取状」として全文同内容の翻刻文が掲載されている。

(2) 生没年不詳。熊本藩士の閥歴書である「先祖附」（永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託）によると、加藤清正家臣として文禄・慶長の役などに従軍し、知行千三百石を与えられたことが確認できる。

(3) 生没年不詳。前掲註（2）「先祖附」によると、加藤清正家臣として知行千石を与えられ、鉄砲三十挺を預かったことが確認できる。また「清正行状正」（『統群書類従』第二十三輯上）にある「高麗国出陣武者分備定」にも鉄砲三十人の組頭として名前が確認できる。

(4) 生没年不詳。名古屋城普請のほか駿府城普請でも、瀧川・佐久間・牧らと共に普請奉行を務めた。

慶長期の普請奉行については、白根孝胤「慶長期公儀普請奉行の機能と特質」（『中央大学大学院研究年報』第二十六号、一九九七年）に詳しい。

(5) 一五五九～一六三五。忠征。もと瀧川一益家臣。天正十二年秀吉に仕え、御使番及び普請奉行を務めた。のち家康に仕え、御使番及び駿府城普請・名古屋

屋城普請で普請奉行を務めた。元和二年以降、徳川義直家臣となった。子孫は尾張藩士。

(6) 一五六一～一六一六。政実。もと秀吉家臣。豊臣政権下で普請奉行・伏見町奉行を務めた。のち家康に仕え、御使番及び駿府城普請・名古屋城普請で普請奉行を務めた。

(7) 一五六二～一六三五。長勝。家康家臣。一時瀧川一益に仕えるも、天正十八年帰参。御使番及び駿府城普請・名古屋城普請で普請奉行を務めた。慶長十四年十一月、家康の命を受けて名古屋に赴き、名古屋城の縄張を行ったことと知られる。

(8) ？～一六二九。もと松平忠吉家臣。忠吉が清須城主となった慶長五年以降、忠吉配下の奉行として寺西藤左衛門らと尾張支配の実務を担った。慶長十二年の忠吉早世後、新たに尾張領主となった徳川義直に仕え、忠吉時代と同様に奉行を務めた。寛永六年、罪科を蒙り切腹。

(9) 生没年不詳。原田と同様に忠吉・義直に仕え、尾張の奉行として活動した。

(10) 現在、原史料は所在不明である。以下に挙げる文献にてモノクロ写真が確認できる。

『名古屋市史 政治編二』（一九一五年）八四頁。牧光葆氏所蔵文書として掲載。

『名古屋温故会 絵葉書』第百輯。山田幸太郎氏所蔵文書として掲載。

(11) 及川亘「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」（『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第八十七号、二〇一九年）、同「現場監督する大名―多久家文書にみる公儀普請―」（『近世前期の公儀軍役負担と大名家―佐賀藩多久家文書を読み直す―』所収、岩田書院、二〇一九年）

(12) 名古屋城普請の関係史料で、助役大名以外に扶持米を渡したことが確認できるものとしては、普請翌年に当たる慶長十六年「穴太駿河扶持米請取状」がある。穴太駿河は石垣積み技術者集団である穴太衆の代表者で、当史料の記述から、名古屋城の小天守石垣普請を請け負っていたことが分かる。参考として翻刻文を掲げておく。

(表面)

尾州名古屋御小天主石垣普請

穴太駿河御扶持方之事

三拾三人 但日数三拾三日分 一日二付五升

合巻石六斗五升也

慶長拾六年

穴太駿河(花押)

亥ノ七月廿三日

佐久間河内守様

瀧川豊前守様

(裏面)

右穴太御扶持方無相違可御渡候

以上

慶長十七年

七月七日

瀧川豊前守(花押)

佐久間河内守(花押)

原田右衛門殿

寺西藤左衛門殿

藤田民部殿

形式は助役大名による扶持米請取状と同様で、普請奉行の裏判による扶持米給付がおこなわれたことが分かる。ただし、裏面の日付は一年後の慶長十七年であり、助役大名の場合とは違い、即座に扶持米が給付されたわけではなかった。

なお、原史料は【史料二】と同様に所在不明である。以下に挙げる文献にてモノクロ写真が確認できる。

『名古屋城叢書2 特別史蹟 名古屋城年誌』(名古屋城振興協会、一九八一年)。

『名古屋温故会 絵葉書』第百八十九輯。

(13) 熊本大学所蔵松井家文書・文書番号五五七〇。史料内容は、「西の丸御蔵城宝館開館記念特別展 名古屋城誕生!」(名古屋城総合事務所発行、二〇二一年)に掲載。

(14) 「当代記」慶長十五年九月九日条。また九月晦日には、家康によって名古屋普請の出来を祝う感状が池田輝政・黒田長政・生駒正俊・稲葉典通に発給されていた(中村孝也『新訂徳川家康文書の研究(新装版)』下巻之二)。大名毎では、以下に挙げる事例から、助役大名の帰国が八月下旬から九月中旬にかけて進んでいたことが分かる。

・加藤清正(『金城温古録』六十三卷『名古屋叢書続編十六 金城温古録(四)』三七九頁)

・毛利秀就(『毛利三代実録考証』『山口県史 資料編』近世一・下、四四六～四四八頁)

・山内忠義(『山内家史料 第二代忠義公紀』第一編、一一八頁)

(15) 「当代記」慶長十五年六月三日条及び同月十二日条。

(16) 「加藤神社文書」・「細川家記」(中村孝也『新訂徳川家康文書の研究(新装版)』下巻之一所収)。なお同書には、従来説では助役大名に含まれない飢肥城主伊東祐俊宛の黒印状も収録されているため、この点に関しては検討が必要である。

また、細川忠利宛の黒印状は「綿考輯録」巻二十八(『綿考輯録 第二巻』)からも確認できる。

(17) (慶長十五年)六月十七日付「細川忠利書状」(八代市立博物館寄託松井文庫所蔵松井家文書、八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書六』一四三頁)

(18) (慶長十五年)六月廿七日付「細川忠利書状」(八代市立博物館寄託松井文庫所蔵松井家文書、八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書六』一一一頁)

(19) 彦根城普請については、白峰旬『日本近世城郭史の研究』第二章「慶長期の公役普請による築城(修築)」(校倉書房、一九九八年)に詳しい。

- (20) 国立公文書館蔵「参遠古文書覚書」(『新編岡崎市史』第六巻、一一〇四頁)
- (21) 慶長九年当時、板倉は京都所司代、日下部・成瀬は伏見城留守居役として活動していた(『寛政重修諸家譜』)。
- (22) 松平親宅については「寛政重修諸家譜」で来歴が分かるほか、『新編岡崎市史』第二巻・中世 第四章(一九八九年)で詳しく紹介されている。
- 三河国における幕府領の支配については、曾根勇二「慶長期の幕府支配について」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇十五号、一九八九年)、山本英二「幕藩初期三河国支配の地域的特質」(藤野保編 論集幕藩体制史第一期〈支配体制と外交・貿易〉第四巻『天領と支配形態』所収、雄山閣出版、一九九四年)に詳しい。
- (23) 前掲註(19) 白峰論文では、彦根城普請は助役大名が直接現地に派遣されたのではなく、大名に千石夫等の供出を命じたものだとしている。この説に拠るなら、このときの扶持米は普請奉行から助役大名を介さずに渡された可能性が想定される。この点は今後の検討課題としたい。
- (24) 前掲註(22) 曾根論文及び前掲註(4) 白根論文。なお両氏は、本章で引用した【史料三】【史料四】を引用して、普請奉行が扶持米を管理していたことを指摘している。
- (25) 「生駒宝簡集」(『新編香川叢書』史料編二)。
- (26) 曾根勇二「片桐且元と大久保長安系の代官について―初期徳川政権の実態把握の試みとして―」(『日本歴史』第五〇七号、一九九〇年)。
- (27) 「当代記」慶長七年六月朔日条。前掲註(19) 白峰論文。
- (28) 『新修名古屋市史』第二巻第八章(一九九八年)。
- (29) 原田・寺西の発給文書については、名古屋博物館特別展図録『尾張清須城主松平忠吉―関ヶ原を駆け抜けた武将―』(一九九三年)で一覧表にまとめられている。
- (30) (慶長十三年)十二月二十二日付「稲富一夢書状」(『大日本古文書 浅野家文書』)では、原田・寺西をはじめとする義直付の家臣が駿府に呼び出され、家康から「清須御知行わり」を命じられている。

また、慶長十六年正月には、家康直筆の「尾州年貢皆済状」(名古屋博物館蔵)が寺西宛に発給されている。

- (31) 善積美恵子「手伝普請について」(『学習院大学文学部研究年報』十四、一九六七年)によると、普請役は平時における軍役であり、豊臣政権が普請役をかけるときは、軍役をかけるときと同様に助役の者へ扶持米を支給していたことが分かる。徳川政権が豊臣政権を継承した慶長期においては、彦根城及び伏見城普請でみられたような扶持米給付の形態が豊臣政権から継承していたことが推測される。

- (32) 『山内家史料 第二代忠義公紀』第一篇、一一〇頁。

- (33) 穴井綾香「慶長十四年丹波篠山城普請の意義」(『日本歴史』六七二号、二〇〇四年)。

- (34) 高木昭作「江戸幕府の成立」(『岩波講座日本歴史』近世一、一九七五年)、堀崎嘉明「幕藩制成立期における城普請について」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 上巻』吉川弘文館、一九八四年)など。